激変環境下の会計を理解するための特別講義 第1回

~二つの会計観とホーリスティック観~

名古屋大学経済学研究科教授 角ヶ谷 典幸

1. 序:激変の様相

日本の経営・会計環境は激変の最中にある。日本は「ものづくり大国」として知られてきたが、総務省の調査によれば、製造業就業者の全就業者に占める割合は1970年代から減少の途をたどり、2012年度には16%にまで下落した(就業者人口は1,000万人を割り込んだ)。製造業の就業者が減少したのは、労働力人口が減少しているからであるが、そればかりではない。企業の生産拠点が海外へ移転しているからであり、第二次産業(製造業など)から第三次産業(金融・サービス業など)への構造変化が生じているからである。

実際,日本の主要上場企業128社(2011年4-9月期)の営業利益の48%はアジア・オセアニアから稼ぎ出されている(日本経済新聞,2011年12月8日)。また、外国法人等による上場企業の株式所有割合は一貫して上昇傾向にあり、1991年度には6%であったが、2011年度には27%に至っている(東京証券取引所、ウェブサイト)。

かかる産業構造の変化は、ものづくりや情報技術のイノベーションとも密接に関連している。アナログ時代のものづくりでは、使用する材料や部品、組立方法、製品のサイズや形状に至るまであらゆる情報が図面化されており、図面を正確に読むための知識が必要とされていた。ところが、三次元CAD(Computer-Aided Design)の登場により、ものづくりには図学の知識が必要なくなった。極論すれば、誰でもどこでも、ものづくりが可能となった。しかも、情報システムに必要なデータを入力すれば、コンピュータ上で様々なシミュレーションが可能となった。

このような金融・サービス化, グローバル化およびデジタル化といった経営環境の激変によって, 伝統的な会計観がどのように変容し, 新たな会計観がどのように取り込まれてきたのか, 換言すれば, 日

本の会計制度がいかに異質の構成要素を内包するホーリスティック観(全体的・包括的な見方)をとるに至ったのかを,数回に分けて明らかにする予定である。

2. 日本の伝統的な会計制度

日本の伝統的な会計制度は、3つの法律すなわち商法(会社法)、証券取引法(金融商品取引法)および法人税法によって形作られてきた。かかる商法を中心としたユニークな会計制度は「トライアングル体制」と呼ばれてきた。具体的に、証券取引法と商法との結びつきは、「情報提供」(意思決定に役立つ情報の提供)だけでなく「利害調整」(財産の取り分をめぐる利害の線引き)も重視し、投資家(株主)だけでなく経営者、債権者、その他の関係者を含む幅広い利害関係者も同等に重視しようとする日本の会計環境を生み出してきた。また、商法と法人税法との結びつきは、確定決算主義(株主総会で確定した計算書類に基づいて課税所得の計算を行う考え方)というアングロ・アメリカンモデルにはない会計制度を生み出してきた。

米国では1980年代の貯蓄貸付組合(S&L)の経営危機以降,原価主義会計に対する批判が高まり,1990年代初頭に証券取引委員会(SEC)が金融商品の全面的公正価値評価を提案した。この提案自体は実らなかったが、これを契機に、財務会計基準審議会(FASB)の金融商品プロジェクトが一気に進み出し、金融商品の一部に公正価値評価を要請する基準が作成された。ところが、日本のトライアングル体制のもとでは、商法や法人税法を無視して、資産・負債の公正価値評価を行うことは困難であった(日本では「公正価値」ではなく「時価」という用語が使用されることが多いが、以下、「公正価値」という)。商法や法人税法が原価主義会計に基づく保守的な会計数値を好んで用いたのは、分配可能限度額や課税所得の計算をはじめとする利害調整には

確実性や検証可能性が要請されるためであった。

3. バブル経済の崩壊とグローバル化の波

ところが、1990年代以降、経営環境は一変した。 企業活動や資本市場のグローバル化が急速に進展し、 情報技術のイノベーションと相まって、金融システムの国際的な競争が繰り広げられるようになった。 この時期の日本は資金不足国から資金余剰国に変貌 を遂げ、経済の成熟化や人口構成の高齢化といった 構造変化が進行していた。構造変化への対策が求め られていたにもかかわらず、日本の金融産業はバブル経済に酔いしれていた。

1989 年 12 月の日経平均株価は約 40,000 円であったが、1992 年 8 月には 15,000 円を下回る水準にまで下落した。このようなバブル経済の崩壊によって、金融機関や日本住宅専門会社が巨額の不良債権に苦しむようになった。しかし、大蔵省(現 財務省)が護送船団方式等による金融機関の内々の救済を断念し、金融危機の状況を公開し始めたのは 1995 年以降であった。もともと銀行(メインバンク)を中心にした協調市場経済のもとでは、私的情報(プライベート・チャネル)への依存度が高く、アングロ・アメリカンモデルのような積極的な開示が要請される必然性はなかった。

さらに、日本の伝統的な会計制度が金融危機を助長したと言われている。つまり、当時の厳格な原価主義会計は金融商品、固定資産、年金債務などの含み損を表面化させることができず、個別財務諸表を中心にした財務報告システムは子会社・関連会社を用いた会計不正を可能にしたと言われている。加えて、1990年代以降、欧州連合(EU)や国際会計基準委員会(IASC)が財務報告の調和化に向けて大胆な戦略を公表したが、日本の国際化に向けた対応は遅れがちであった。それだけでなく、大蔵省は金融機関が抱えていた金融商品の損失を表面化させないように低価法に代えて原価法を用いることを容認

した。

このように国際的な動向に反するその場凌ぎの対応は日本の会計制度に対する信用を失墜させ、いわゆる「レジェンド(説明文)問題」を生じさせた。米国の大手監査法人は1999年3月期より日本企業が日本の会計基準に準拠して英文財務諸表を作成した場合には、それが国際的な会計基準とは異なる基準に基づいて作成されていることを明記するように要請した。かかる説明文は日本基準が国際的な会計基準より劣っていることを前提に、海外の投資家への注意喚起のために要請されたものであった。日本の企業、会計専門家および会計基準設定機関にとっては屈辱を意味するものであった。

4. 伝統的な会計観 (原価主義会計)

日本の伝統的な会計観の屋台骨をなしてきたのは、「企業会計原則」にみられる4つの考え方、つまり「原価主義」「原価(費用)配分の原則」「実現主義」および「費用収益対応の原則」であった。

「原価主義」とは、資産を取得するのに実際に支出した価額、すなわち歴史的原価を基礎として資産評価および費用測定を行う考え方をいう。ただし、原価主義会計のもとでも、売掛金、一部の有価証券、貸付金などの貨幣性資産は収入額(回収可能額)で評価される。支出額を基礎にして評価されるのは、固定資産をはじめとする費用性資産である。費用性資産の取得価額は、その後、「原価配分の原則」に基づいて当期の費用額(損益計算書計上額)と次期以降の費用額(貸借対照表繰越額)とに期間配分される。

原価主義会計のもとでは、図表1 (B/S①) に示すように、実際の収入額が貸方に(銀行借入であれば負債勘定に、株式発行であれば資本勘定に)記入される。経営の起点は資金(調達)なので、貸方の収入が出発点であり、収入の具体的な支出内容が借方に記入される。よって、原価主義会計の貸借対照



図表1 2つの賃借対照表観

表の貸方は資金の調達源泉を、借方は資金の運用形態を示すことになる。このように原価主義会計は実際の取引記録(実際の収支)に基づいているので、客観性や検証可能性が要請される利害調整(会計責任)目的と整合的である。

次に、損益計算書に関する原則についてである (損益計算書から先に説明すべきかもしれないが、 公正価値会計との対比を容易にするために、貸借対 照表から説明した)。原価主義会計の営業収益は、 「実現主義」に基づいて認識される。実現主義は、 実現の二要件、すなわち①財・用役の提供、②流動 性のある資産の取得(資金的裏付け)を満たした収 益または利益だけを計上することを要求する原則で ある。逆に言えば、実現の二要件を満たすまでは、 資産評価益の認識を禁止する原則である。それゆえ、 原価主義と実現主義は表裏一体の関係にある。なお、 利息収益をはじめとする営業外収益の認識は発生 (時間)基準によることが多い。なぜならば、発生 主義によっても、実現の二要件に抵触しないからで ある。。

費用は「費用収益対応の原則」に従って実現収益に対応させる形で認識される。かかる会計上の操作によって、一会計期間における「経営成果」である収益とそれを獲得するために犠牲にした「経営努力」である費用とを対応させることが可能になり、その結果、期間利益が「正味成果」を示すことになる。

原価主義会計のもとでは、次式に示すように、実 現収益からそれに対応する費用を控除して当期純利 益が計算される。このような利益観は、収益費用ア プローチと呼ばれている。

期間収益(実現収益)-期間費用(対応費用)=当期純利益

5. 日本的会計ビッグバン

バブル経済の崩壊に対処し、ディスクロージャー制度の向上を図るために、1996年に金融ビッグバン(金融制度の大改正)が始まった。ビッグバンの謳い文句が「フリー」「フェア」「グローバル」であったことからも想像がつくように、その目的は自由で公平な競争原理の導入とグローバル化であった。ビッグバンの一環として、1997年以降、会計ビッグバン(会計制度の大改正)が行われた。会計ビッグバンでは、まず、個別財務諸表(あるいは利害調整)中心から連結財務諸表(情報提供)中心のディ

スクロージャー制度へと変更された。それによって, いわゆるグループ経営が促進され,採算性の低い子 会社や関連会社が再編・整備された。

金融商品会計基準では、売買目的有価証券、デリバティブ(金融派生商品)および持合株式(系列等を維持するために持ち合う株式)をはじめとするその他有価証券に対して公正価値評価が導入された。それによって、厳格な原価主義会計のもとでは認識されなかった金融商品の含み損が表面化され、恣意的な会計処理(チェリー・ピッキング。損失の繰延と利益のつまみ食い)を防止することが可能になった。しかし、公正価値評価に起因するボラティリティ(変動性)を回避するために、多くの企業は有価証券の分類を変更し、売買目的有価証券や持合株式の売却を余儀なくされた。

また、退職給付会計基準では、年金資産・年金債務に対して公正価値評価(現在価値を含む)が導入された。それによって、年金積立不足額が公表されるようになった。しかし同時に、多くの企業は給付の軽減を目的として賃金カットや年金の削減を行い、一部の企業は確定給付制度(将来の支給額が確定している年金制度)から確定拠出制度(従業員の運用実績に応じて支給される年金制度)へと変更した。

このような新会計基準の普及に伴って、親会社中心経営、株式持合および終身雇用などを特徴とする日本の伝統的な協調市場経済の再構築が加速された。それ以外にも、「連結キャッシュ・フロー計算書等作成基準」(1998年3月)、「中間連結財務諸表等の作成基準」(同年3月)、「研究開発費等に係る会計基準」(同年10月)、「外貨建取引等会計処理基準」(1999年10月)、「外貨建取引等会計処理基準」(1999年10月)、「企業結合に係る会計基準」(2002年8月)、「企業結合に係る会計基準」(2003年10月)が公表された。これらの多くは、協調市場経済(ドイツをはじめとする大陸モデル)から自由市場経済(米国をはじめとするアングロ・アメリカンモデル)に向けた変革であった。

さらに、監査基準が改正され、企業会計基準委員会 (ASBJ) が設立された。従来はパブリック・セクターである企業会計審議会が会計基準を作成してきたが、財務会計基準機構 (FASF) を母体としてASBJ がプライベート・セクターとして設立された意義は大きい。なぜならば、日本の会計基準設定機関には、トライアングル体制つまり会社法や法人税

法の制約を超えて、国際的な会計制度の構築(財務 報告基準のコンバージェンス)に貢献することが期 待されるようになったからである。

6. 新たな会計観(公正価値会計)

このように会計ビッグバンでは、公正価値評価が 部分的に導入されるようになった。公正価値会計の もとでは、資産・負債は歴史的原価に代えて公正価 値で評価され、利益は実現・未実現の別を問うこと なく公正価値変動差額(配分や対応の結果ではなく、 期末と期首の差額)と捉えられる。したがって、公 正価値会計を「原価主義」「原価配分の原則」「実現 主義」および「費用収益対応の原則」の枠組みで説 明することはできない。

金融商品の全面的公正価値評価モデルの対象は金融商品だけであるが、国際会計基準審議会 (IASB) とFASBの共同プロジェクトでは、公正価値が投資家の意思決定に最も資する評価基準であることが前提とされており、今後、公正価値評価の適用領域が拡大する可能性も否定できない。

IASBやFASBが想定する公正価値とは、測定日において市場参加者間の秩序ある取引により、資産を売却することによって受け取るであろう、あるいは負債を移転するために支払うであろう価格をいう。歴史的原価は実際の取引に基づき、資産は過去支出額で負債は過去収入額に基づいて評価されるのに対して、公正価値は仮想的な交換取引に基づき、資産は将来収入額で、負債は将来支出額に基づいて評価される。時点(過去か将来か)とキャッシュ・フローの向き(支出か収入か)が正反対である。

また、公正価値会計のもとでは、図表1 (B/S ②) に示したとおり、純資産額が資産総額と負債総額の差額として計算される。そして、期間利益は、次式に示すように、期末純資産額から期首純資産額を控除して計算される(ただし、資本取引がある場合には当該金額が調整される)。このようにして計算される利益は当期純利益との対比で包括利益と呼ばれ、かかる利益観は収益費用アプローチとの対比で資産負債アプローチと呼ばれている。

期末純資産額-期首純資産額=包括利益

繰り返しになるが、公正価値会計のもとでは仮想 的な交換取引が前提とされるので、資産・負債が実 際の収支(実際の取引や行為)に制約されることは ない。投資家の情報要求に適うのであれば(将来収入が見込める,あるいは将来支出が予想されるのであれば),当該項目が貸借対照表上に資産・負債として計上される可能性がある。一例をあげれば,カリスマ経営者の手腕が超過収益力を生み出しており,その額が測定できるのであれば,一種の暖簾(のれん)として資産計上される可能性がある。

7. 結:ホーリスティック観

冒頭で述べたように、日本企業は金融・サービス化、グローバル化、デジタル化といった構造変化の波に呑まれている。しかし、だからといって、製造業、国内(ローカル)需要、アナログ的発想がその使命を終えたわけではない。二項対立的な発想を前提とすれば、伝統的な会計観(原価主義会計)は製造―国内―アナログ―利害調整と結びつき、新たな会計観(公正価値会計)は金融・サービス―国際―デジタル―情報提供に関連すると結論づけられるかもしれない。

実際に、伝統的な会計観の基礎をなしている「企 業会計原則 | では収益費用アプローチがとられ、新 たな会計観を取り込んでいる「討議資料 財務会計 の概念フレームワーク」(会計基準の基底にある概 念の体系を整理することを目的として, ASBJ が 2006年に公表したものである。以下、単に「概念 フレームワーク | という。) では資産負債アプロー チがとられていると解されることが多い。しかし. 「概念フレームワーク」では、資産負債アプローチ だけがとられているわけではなく、非明示的ながら 収益費用アプローチも内包されている。その証拠に 歴史的原価が重要な一つの測定基準として認められ, 当期純利益が重視されている。さらに,「概念フレ ームワーク」には、財務報告の目的(情報提供、利 害調整), 測定基準 (公正価値, 歴史的原価), 利益 概念(包括利益,純利益)をはじめとする様々な対 立的概念が内包されている。

次回は、ホーリスティック観(全体的・包括的な見方)、つまりローカルな視点とグローバルな視点、原価主義会計(収益費用アプローチ)と公正価値会計(資産負債アプローチ)、アナログ(簿記システム)的思考とデジタル(情報システム)的思考といった異種の構成要素がいかに相互関連性を保っているのかについて説明する予定である。